松丘小学校いじめ防止基本方針（令和６年度改定）

第１　いじめ防止等の基本的な方針

１　基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区、学校、家庭、地域その他の関係機関等が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針法に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

２　いじめの定義

『いじめ』とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないよう、行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。好意から行った行為が意図せず心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築けた場合は「いじめ」という言葉を使わずに指導をするなど、柔軟かつ適切に対処する。これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

第２　いじめ防止等の具体的な対策

１　学校において実施する対策

いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうるものである。また、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることや、被害児童に対しては見守りを行うなど徹底して守り通す。

これらの認識の上で、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の

連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策に取り組む。

（１）いじめの未然防止

学校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童にいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させる。また、教職員が児童の多様性を認め、すべての児童が安心して学校生活を送れるようにする。また、児童が自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係を育むために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組を推進する。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

・各教科、「特別の教科　道徳」の授業を通して「人とのかかわり」に関する授業を行い、人権意識を高める。

・係や当番活動、クラブや委員会活動など児童による主体的な取り組みを設定し、すべての児童が自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。

・一人ひとりの児童を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を行うことができるよう、ＯＪＴ体制を軸に教職員が互いに報告・連絡・相談できるようにする。

・児童の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむことや、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を推進する授業を年１回以上行う。また、校内のタブレット利用のルールに基づいた指導を日常的に行う。保護者への理解を図るため、保護者会等でインターネットトラブルについて話し合う。

・発達障害を含む障害、国際関係、性同一障害や性的指向・性自認、被災・避難している配慮が必要な児童について、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への指導を行う。

・いじめをはじめとする生活指導上の諸問題に関する校内研修を生活指導夕会を用いて年３回以上行い、全ての教職員の共通理解を図る。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は児童の声に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童との信頼関係を高めていく。いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり圭史したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために校長を中心とした組織的な指導体制を確立し、具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

・年３回のアンケート調査を行い、いじめの早期に発見につなげる。

・カウンセラーとの連携を密にし、日誌等や週１回の情報交換を行う。

・教職員同士の連携を密にし、気になる児童についての情報交換を行う。

・関わった児童や記載者、日時などを明確にして記録・管理し、教職員全体で共有する。
・いじめを受けた児童を助けるために、周りの児童が傍観者とならないよう指導し、その雰囲気をつくる。

（３）いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童の安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに松丘小いじめ対策委員会に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

・いじめを受けた児童、知らせてきた児童の安全確保や心のケアを行うとともに、保護者への情報提供及び支援を行う。
・教育委員会や関係機関、心理の専門家と連携しながら、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
・インターネットを通して行われる不適切な書き込みや画像の拡散等のいじめの訴えには削除を申し入れるなど、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
・いじめが犯罪行為として扱われるものであると判断するときは、警察との連携を図る。

（４）家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を行う。

（５）警察と連携した的確な対応

警察と、児童の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案へ的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

（６）いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織「松丘小いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

なお、該当委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることか

ら、教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する必要がある。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

２　本校に係る重大事態への対処

（１）重大事態の定義

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態との対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

・いじめられた児童又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）区と教育委員会又は学校による調査等

重大事態が発生したときは、設置している松丘小いじめ対策委員会を中心に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際、被害児童の保護者の理解を得て、学校運営委委員やＰＴＡ役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をする等、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校から教育委員会を通じて速やかに区長に報告するとともに、各教育委員にも報告する。

第３　その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。